

令和3年8月26日まちづくり委員会追加資料（建設緑政局）  
所管事務の調査（報告）  
「川崎市総合計画」第2期実施計画・令和2年度事務事業評価結果について

平成28年改正踏切道改良促進法に基づき指定された市内の踏切道について

1 法指定された16箇所

J R 南武線	塚越踏切道
	鹿島田踏切道
	川崎堀踏切道
	平間踏切道
	平間駅前踏切道
	中丸子第一踏切道
	中丸子第二踏切道
	中丸子第三踏切道
	向河原駅前踏切道
	大山街道踏切道
	観光道踏切道
小田急小田原線	登戸1号踏切道
	生田1号踏切道
	生田4号踏切道
	新百合ヶ丘2号踏切道
	柿生1号踏切道

令和3年8月26日まちづくり委員会追加資料（建設緑政局）  
所管事務の調査（報告）  
「川崎市総合計画」第2期実施計画・令和2年度事務事業評価結果について

令和2年度に不法占拠を解消した案件の指導に要した期間について

1 最も期間の長かったもの

- (1) 位 置 幸区南加瀬地内
- (2) 解消方法 自主撤去
- (3) 物件の種類 建物
- (4) 期 間 44年8カ月

2 最も期間の短かったもの

- (1) 位 置 宮前区野川地内
- (2) 解消方法 売払い
- (3) 物件の種類 工作物
- (4) 期 間 1年2カ月

3 平均期間

10年10カ月（不法占拠解消した31件の平均）